成年後見申立ての手引

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによる精神上の障害が理由で、物事を判断する能力が十分ではない方（本人）に対し、後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら法律的に支援する制度です。一方、本人の権利を一部制限することになりますので、家庭裁判所では慎重に審理を行っています。申立てに当たっては、そろえる資料や記入する書類が多数ありますし、申立後も面談（説明聴取）等があり大変かとは思いますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

この手引は、後見等開始の申立てを考えている方を対象に、制度の内容、手続の流れ、申立てに必要な書類、後見人等の役割などについてまとめたものです。申立てをするにあたっては、この手引をよく読んだ上、申立書の作成等の準備をしていただくようお願いします。

なお、当裁判所では、原則として、電話での手続案内には応じていません。申立てを検討されている場合は、後見ポータルサイトでご確認いただくか、家庭裁判所の窓口までお越しください。

また、家庭裁判所によっては、提出を求められる書類や手続の進行方法等が異なる場合がありますので、那覇家庭裁判所以外の裁判所に申立てをする場合には、その裁判所にご確認ください。

この手引では、

○　成年後見、保佐、補助のことを「**後見等**（こうけんとう）」

○　後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任などの申立てをする方のことを「**申立人**（もうしたてにん）」

○　判断能力が十分ではない方のことを「**本人**（ほんにん）」

○　成年後見人、保佐人、補助人になろうとする方のことを「**候補者**（こうほしゃ）」

○　成年後見人、保佐人、補助人に選任された方のことを「**後見人等**（こうけんにんとう）」

という言葉を用いています。

那覇家庭裁判所
（R６．１０版）

手　続　の　流　れ

手続の流れ

	参照ページ
申立ての準備	
○　手続案内を受けてください。 ・成年後見制度の概要や手続等をご理解いただくため、裁判所でＤＶＤ視聴や職員の説明を受けていただいています。申立書等もお渡しします。	
○　申立てに必要な書類等を集めてください。	3～6
○　申立書等を作成してください。	21～58
申立て	
○　本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書等を提出してください。	18、裏表紙
審理	
○　申立人、候補者との面談（説明聴取）	17、20
○　（必要な場合）本人調査、親族への意向照会、医師による鑑定	
審判	
○　後見等開始、後見人等選任の審判	
○　後見人等に審判書謄本を送付します。	
審判確定	
○　後見人等が審判書謄本を受け取ってから２週間が経過するまでの間に即時抗告(不服申立て)がなければ審判が確定します。	
○　審判が確定すると、後見人等は後見業務を開始します。	10～12、14
成年後見登記	
○　東京法務局に後見等の内容が登記されます。登記終了後、家庭裁判所から後見人等に登記番号を通知します（審判から約１か月後）。	
財産目録の作成・提出	
○　提出期限内に報告書を提出してください（提出期限は別途お知らせします）。	14
後見等監督	
○　本人の状況や後見等事務について、後見人等から裁判所に対し定期的に（少なくとも１年に１回）報告していただき、後見等事務が適切に行われているかを確認します。提出期限内に報告書を提出してください（提出期限は別途お知らせします）。	10～12、14

目　　次

目次

必要書類等について

申立てに必要な書類等のチェック表① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
「登記されていないことの証明書」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
申立てに必要な書類等のチェック表② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
提出書類の書式について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

成年後見制度について

Ｑ１　成年後見制度とは、どのような制度ですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
　　成年後見制度（成年後見・保佐・補助）の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
Ｑ２　成年後見が始まると、どうなりますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
Ｑ３　成年後見人は、どういうことをしなければなりませんか？ ・・・・・・・・・・ １０
Ｑ４　保佐が始まると、どうなりますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
Ｑ５　保佐人は、どういうことをしなければなりませんか？ ・・・・・・・・・・・・ １１
Ｑ６　補助が始まると、どうなりますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
Ｑ７　補助人は、どういうことをしなければなりませんか？ ・・・・・・・・・・・・ １２
Ｑ８　成年後見人、保佐人、補助人について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　⑴ 後見人等にはどんな人がなれますか？ 申立書に記載した候補者は必ず選任されますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　⑵ 後見人等が報酬請求をすることができますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　⑶ 仕事はいつまで続くのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
Ｑ９　どのようなときに、裁判所に報告や連絡をしなければなりませんか？ ・・・・ １４
Ｑ10　任意後見制度とは、どのような制度ですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
Ｑ11　後見制度支援預金・信託とは、どのような制度ですか？ ・・・・・・・・・・・ １６

申立てから後見等の開始までの手続について

Ｑ12　後見人等が選任されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？ ・・・・・・ １７
Ｑ13　申立ての手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　⑴ どこの裁判所に行けばよいのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　⑵ 申立てはだれでもできますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　⑶ 後見等の開始までには、どのくらいの費用がかかりますか？ ・・・・・・・・・ １８
　⑷ どんな書類を準備しなければなりませんか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
　⑸ 必要な書類等がそろったらどうすればいいのですか？ ・・・・・・・・・・・・ １８
　⑹ 本人に知られずに申立てや手続を進めることはできますか？ ・・・・・・・・・ １９
　⑺ 申立てをした後、手続を取りやめることはできますか？ ・・・・・・・・・・・ １９
Ｑ14　申立人や候補者は、どのようなことを聴かれるのですか？ ・・・・・・・・・・ ２０
　　※　「鑑定」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

申立書等の記載例等

申立書の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
申立事情説明書の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４
後見人等候補者事情説明書の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
親族関係図、親族意見書の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
財産目録、収支予定表、相続財産目録の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
同意書の提出について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７

申立てに必要な書類等のチェック表①

申立てに必要な書類等のチェック表①

1 申立書類及び費用等

□	1	申立書	記載例は21～32ページ
□	2	収入印紙800円分	(後見 又は 保佐開始)のみ　800円分 (保佐 又は 補助開始)＋代理権付与　1、600円分 (保佐 又は 補助開始)＋同意権付与　1、600円分 (保佐 又は 補助開始)＋代理権付与＋同意権付与　2、400円分
□	3	収入印紙2,600円分	後見等登記をする際の手数料です。
□	4	郵便切手 (注1) 後見：3,170円分 保佐：4,500円分 補助：4,500円分	500円 / 350円 / 110円 / 50円 / 10円 後見: 2枚 / 2枚 / 12枚 / 2枚 / 5枚 保佐: 4枚 / 2枚 / 15枚 / 2枚 / 5枚 補助: 4枚 / 2枚 / 15枚 / 2枚 / 5枚
□	5	鑑定費用	医師に支払う費用です。鑑定を実施する場合のみ必要になります。通常、5～10万円です。

2 本人（判断能力が十分ではない方）についての書類

		書　類	取寄せ先	備　考
□	6	診断書（成年後見制度用）、診断書付票 (注2)	病院	かかりつけの医師等に作成してもらってください。
□	7	本人情報シート（成年後見制度用）の写し	施設等	本人を日頃から支援している福祉関係者等がいる場合に作成してもらい、原本は診断書を作成する医師に提出して、写し(ｺﾋﾟｰ)を裁判所に提出してください。
□	8	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	―	手帳をお持ちの場合にのみ提出してください。
□	9	戸籍謄本 (注2)、(注3)	近隣市町村役場・コンビニ	申立人との関係性によって、戸籍の追加を依頼することがあります。
□	10	住民票 (注2)、(注3)	近隣市町村役場・コンビニ	個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 戸籍附票（本籍地役場で発行）でも代用可能です。
□	11	（後見等が）登記されていないことの証明書 (注2)	那覇法務局 東京法務局	郵送で申請する場合、取寄せ先が異なります。(4ページ参照)
□	12	申立事情説明書	―	記載例は34～41ページ
□	13	親族関係図	―	記載例は46ページ
□	14	親族の意見書	―	本人の推定相続人に記載してもらってください。
□	15	財産目録、相続財産目録、収支予定表	―	記載例は49～56ページ。お手元に控え（ｺﾋﾟｰ）を保管しておいてください。
□	16	財産、収支の資料	―	個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 5ページ参照

3 後見人等候補者についての書類

□	17	住民票 (注2)、**(注3)**	近隣市町村役場・コンビニ	個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 戸籍附票（本籍地役場で発行）でも代用可能です。
□	18	後見人等候補者事情説明書	―	記載例は42～45ページ

(注1)不足した場合は追加で提出をお願いします。余った場合は、提出された郵便切手を使用して、郵便切手のままお返しします。あらかじめご理解ください。

(注2)診断書（成年後見制度用）、戸籍謄本、住民票、（後見等が）登記されていないことの証明書は、必ず発行後**3か月以内**のものを提出してください。

(注3)コンビニで戸籍謄本や住民票を発行するにはマイナンバーカードが必要です。

「登記されていないことの証明書」について

成年後見制度では、後見等が開始された場合、本人の住所・氏名や後見人等の住所・氏名・権限などについてコンピュータ・システムに登録することになっています（成年後見登記制度）。また、任意後見契約（Ｑ１０参照）がされた場合にも同じように登録されます。

後見等の申立てをする際には、同じ人に対して二重に後見等が開始されないようにするため、本人に成年後見登記がされていないことを証明する書類を提出してもらうことになっています。その書類が「登記されていないことの証明書」です。

「登記されていないことの証明書」は、次の①または②の方法で請求することができます。

※「登記されていないことの証明書」の申請書用紙を記入するにあたっては、必ず、証明事項欄の「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」という項目にチェックを入れてください。

① 直接**窓口**において請求する場合

各法務局又は地方法務局の窓口で請求します（法務局の「支局」や「出張所」では取り扱っていませんのでご注意ください。）。

沖縄県内では、那覇地方法務局が唯一の窓口となります。

所在地：那覇市樋川１丁目１５番５号　電話：098-８５４-７９５０

所定の申請書（インターネットでも取り寄せることができます。）に、収入印紙及び添付書類（本人の配偶者または四親等内の親族が交付請求をする場合は、親族関係を証する書面として戸籍抄謄本や住民票等を添付する必要があります。）を添えて請求します。なお、請求の際には、印鑑、免許証等（身分証明書）をご持参ください。

② **郵送**で請求する場合

郵送による請求は、東京法務局の集中取扱いとなっています。

①の書類（申請書、収入印紙、添付書類）に加えて、請求者の身分証明書（免許証等の写し）及び切手を貼った返信用封筒を同封し、次の宛先に送付してください。

〒102-8226　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第２合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
電話　03-5213-1234（代表）
03-5213-1360（ダイヤルイン）

※　詳細は、最寄りの法務局でお尋ねいただくか、法務省のインターネット・ホームページ（http://www.moj.go.jp/）をご覧ください。

また、インフォメーションサービス（03-3519-4755、東京）で申請書用紙を取り寄せることも可能です。

申立てに必要な書類等のチェック表②

※　本人の財産内容を証明する資料として、下記の書類を提出してください。
書類申請の手続や手数料は、それぞれの発行機関にお問合せください。
㋕の不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）のみ原本で、それ以外の資料は全て写し（コピー）を提出してください（コピーのとり方は６ページ参照）。

１　預貯金に関する資料

□	㋐	**預貯金通帳**	事前に最新の残高を記帳してください。表紙、表紙の次の見開きページ、記帳されている全ページ（少なくとも過去１年分は必要）をコピーしてください。
□	㋑	**残高証明書**	通帳がない場合。預貯金口座のある銀行で発行

２　有価証券（株式・投資信託・国債など）に関する資料

□	㋒	**取引残高報告書等**	取引先の証券会社で発行

３　生命保険などに関する資料

□	㋓	**保険証書**	証書がある場合（表裏両面をコピー）

４　負債に関する資料

□	㋔	**ローン契約書又は借用書**	本人（債務者）又は銀行、公社などの債権者が発行
□	㋕	**返済明細書**	銀行、公社などの債権者が発行

５　不動産に関する資料

□	㋖	**不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）**	最寄りの法務局にお尋ねください。

６　収入内容を証明する資料

□	㋗	**給与明細書**	本人又は勤務先の会社などが発行
□	㋘	**年金証書**	証書がある場合
□	㋙	**年金改定の通知書**	住民登録先の市区町村を管轄する社会保険事務所
□	㋚	**年金の振込口座の通帳**	通帳がある場合

７　支出内容を証明する資料

□	㋛	**施設利用料、入院費等の領収書**	本人の入院している施設又は病院
□	㋜	**健康保険料納付書**	本人が所持している場合はコピーしてください。
□	㋝	**介護保険料納付書**	
□	㋞	**固定資産税納付書**	
□	㋟	**地代、家賃などの領収書**	家主などの貸主又は管理会社などが発行

提出書類の書式について

1　裁判所に提出する各種書面の書式について

裁判所に資料などを提出する場合、原則として、Ａ４版（このパンフレットと同じ大きさ）の用紙をご利用ください。

ただし、Ａ４版では収まらない場合、Ａ３版（Ａ４版の倍の大きさ）をご利用ください。

また、提出していただいた資料などは記録につづって保存するので、下図のように左端に３センチの余白ができるようにしてください。

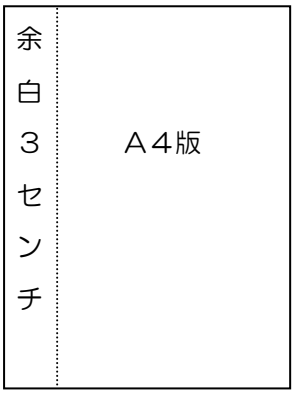

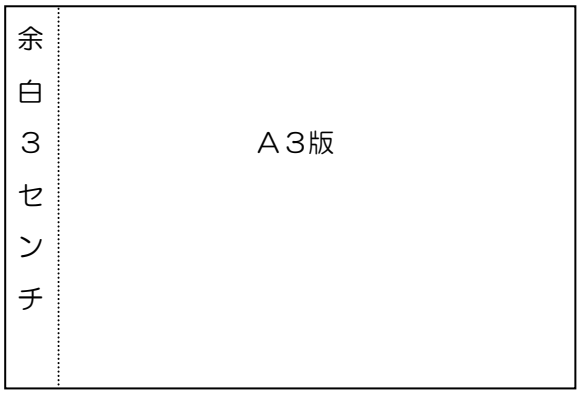

2　預貯金通帳のコピーのとり方について

預貯金通帳は次の要領でコピーをとってください。

※総合通帳の場合は、定期預金の記載部分もコピーしてください。

① 書式は上記１のとおりです（Ａ４版用紙を利用。左端に３センチの余白をとる）。

② 下図のとおり、表紙、表紙の次の見開きページ、記帳されているページ（全て。少なくとも過去１年分は必要）をコピーしてください。

※１年以内に通帳が更新されている場合、更新前の通帳も同様にコピーしてください。

③ 表紙の右上余白に財産目録の預貯金№.（「財１－２」等）を記載してください。

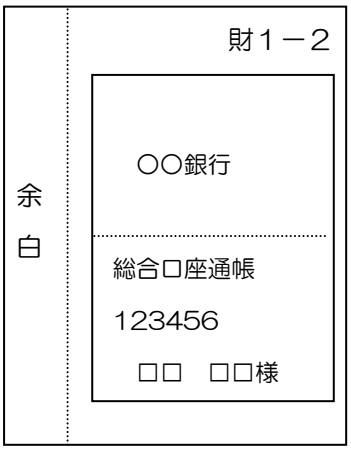

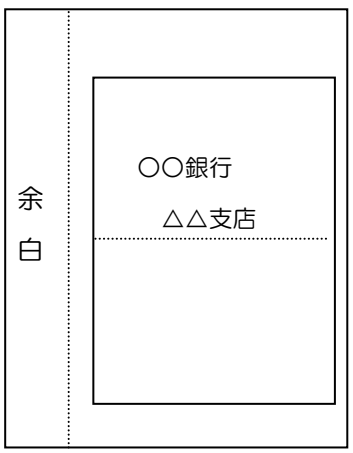

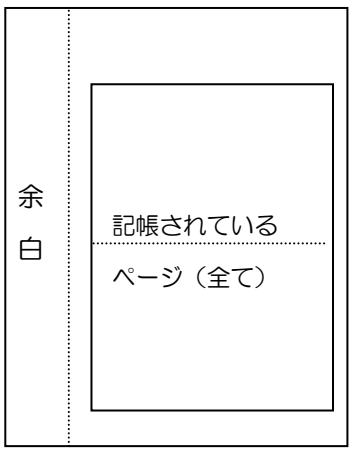

Ｑ１　成年後見制度とは、どのような制度ですか？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない方（本人）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人が、預金の解約、福祉サービスの契約、遺産分割の協議、不動産の売却などをする必要があっても、本人の判断能力がほとんどなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が十分ではない場合にこれらを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれもあります。そのため、本人を保護して支える人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、その援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

なお、本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけという場合にはこの制度を利用できません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり貸し付けたりすることは原則として認められません。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように３つに区分されます。

① 本人の判断能力が全くない場合　→　成年後見（せいねんこうけん）

例えば、買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要な方がこれに当たります。

② 本人の判断能力が著しく不十分な場合　→　保佐（ほさ）

例えば、日常の買い物程度ならば一人でできるが、不動産の売買や自動車の購入など重要な財産行為を一人ですることが難しいと思われる方がこれに当たります。

③ 本人の判断能力が不十分な場合　→　補助（ほじょ）

例えば、自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、援助者の支えがあった方が良いと思われる方がこれに当たります。

本人の判断能力が、上の３区分のどれに当たるかは、医師の鑑定（かんてい）（２０ページ参照）などによって決められ、自由に選べるものではありません。

なお、成年後見・保佐・補助の概要は次ページのとおりですが、成年後見制度には「任意（にんい）後見制度（こうけんせいど）」というものもあります（Q10 参照）。

成年後見制度（成年後見・保佐・補助）の概要

	成年後見	保佐	補助
対象となる方（本人）	判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
	※いずれの類型の申立てを行うかについては、まず医師の診断を受け、その診断書（成年後見制度用）の「３　判断能力についての意見」欄を参考にしてください。一般的には次のとおりの対応関係にあります。 ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」➡補助開始の申立て ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」　➡保佐開始の申立て ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」　➡後見開始の申立て		
申立てができる人（申立人）	①　本人の配偶者、②本人の4親等内の親族(親、祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ・おば、いとこ等詳しくは下の図で確認ください。) ③　本人（本人に申立意思及び能力がある場合に限る。）、④市町村長など		
手続開始に際して本人の同意の要否	不要	不要	必要
後見人等の同意が必要な行為	なし	民法13条１項に定められている重要な財産行為(注１)	申立ての範囲内で家裁が定める行為 (本人の同意が必要)
後見人等が取消可能な行為	日常生活に関する以外の行為	同上	同上
後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家裁が定める特定行為 (本人の同意が必要)	申立ての範囲内で家裁が定める特定行為 (本人の同意が必要)

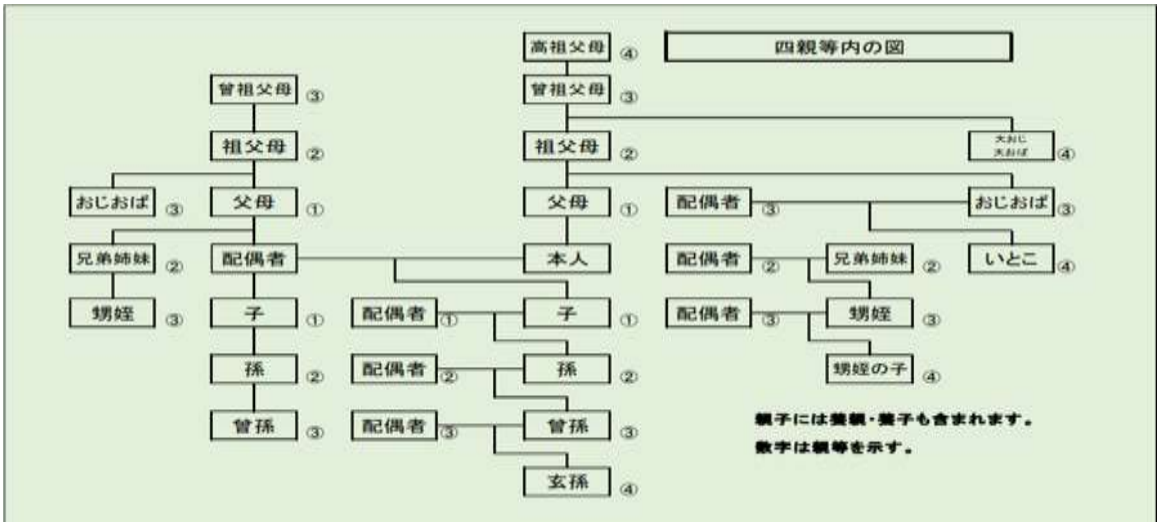

(注1)【重要な財産行為（民法１３条１項の内容)】

① 元本を領収し、または利用すること（預貯金を払い戻すことなど）

② 金銭を借りたり、保証人になること

③ 不動産や高価な財産を売買したり、貸したり、担保をつけるなどすること

④ 訴訟行為をすること

⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること

⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割すること

⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何か負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること

⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること

⑨ 宅地を５年以上、建物を３年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約を行うなどすること

⑩ ①～⑨の行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法１７条１項の審判を受けた被補助人をいいます）の法定代理人としてすること【令和２年４月１日施行】

成年後見とは

Q２　成年後見が始まると、どうなりますか？

後見が開始されると、本人の援助者として「成年後見人」が選任されます。

成年後見人には広範な代理権が自動的に与えられ、成年後見人は本人のために、①預貯金や不動産を管理したり、②保険金や年金などを受領したり、③本人に代わって種々の契約を結んだり、④本人が無断で行った法律行為について取消を求めたりすることができます。

※　成年後見人には、広範な代理権と取消権が与えられていますが、本人所有の居住用不動産（本人が現に居住している住居又は将来本人が帰住する際の住居等）について、売却・賃貸・増改築・抵当権設定などを行う場合には、必ず事前に家庭裁判所の許可が必要です。

なお、遺言や身分行為（結婚や離婚、養子縁組、認知など）などは、代理権の対象になりません。

成年後見人の仕事は

Q３　成年後見人は、どういうことをしなければなりませんか？

本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況などをよく考えて、代理権や取消権を適切に行使し、本人を援助します。

成年後見人には広範な代理権と取消権とが与えられており、職務内容も、本人の生活・療養面で必要な手続や支援を行う「身上保護」や、「財産管理」などがあります。

財産管理については特に厳格性が求められ、親族であっても、「他人の財産」を預かり管理しているという意識が必要です。具体的には次のような仕事があります。

① 成年後見人に選任された段階で、速やかに本人の財産や収入等を調査し、その結果を書面（財産目録）にして家庭裁判所に提出する。

② 本人の生活、療養、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産の管理計画を立てる。

③ 本人の財産を適正に管理し、その管理状況を常に記録しておき、定期的に（１年に１回程度）家庭裁判所に報告する。

Q４　保佐が始まると、どうなりますか？

保佐が開始されると、本人の援助者として「保佐人（ほさにん）」が選任されます。

本人は、日用品の購入などの日常生活に関する行為であれば単独で行えますが、一定の重要な財産行為（金銭の貸し借りや、不動産や自動車等の売買、自宅の増改築など）をするには、保佐人の同意が必要となります。保佐人の同意を得ずに行った行為については、保佐人又は本人は取り消すことができます。

さらに、家庭裁判所で定められた特定の事項については、保佐人が本人の代理人として法律行為を行うことが可能になります。

※　保佐人は、本人が行う重要な財産行為について同意する権利（同意権）を自動的に与えられていますが、本人に代わって法律行為を行う権利（代理権）は自動的には与えられていません。保佐人が本人を代理するためには、代理する事項を特定し、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」が必要です。

また、家庭裁判所に「保佐人の同意を要する行為の定めの申立て」を行うことにより、保佐人の同意が必要な事項を「重要な財産行為」以外にも定めることができます。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を保佐人の同意が必要な事項とすることはできません。

Q５　保佐人は、どういうことをしなければなりませんか？

本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況などをよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を援助していかなければなりません。

保佐人の仕事は次のとおりです。

①　保佐人の同意が必要な行為について、本人に対して適切な同意を与える。

②　本人が保佐人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。

③　保佐人に代理権が与えられている場合には、代理権行使の内容について定期的に（１年に１回程度）家庭裁判所に報告する。（代理権が与えられていない場合でも、家庭裁判所の求めに応じて報告する。）

補助とは

Q６　補助が始まると、どうなりますか？

補助が開始されると、本人の援助者として「補助人（ほじょにん）」が選任されますが、原則として、本人の行為が制限されるようなことはありません。

しかし、家庭裁判所で定められた一定の事項について、本人は単独で行うことができなくなり、補助人の同意が必要になります。

また、家庭裁判所で定められた特定の事項について、補助人は本人の代理人として、本人に代わって法律行為を行うことが可能になります。

※　補助人の同意が必要な事項を定める場合には、家庭裁判所に「補助人の同意を要する行為の定めの申立て」を行う必要があります。

また、補助人が本人の代理人となる場合には、代理する事項を特定して、家庭裁判所に「代理権付与の申立て」を行う必要があります。

なお、補助開始の申立てに際しては、 必ず「補助人の同意を要する行為の定め」及び「代理権付与」の一方又は双方を併せて申し立てる必要があります。

補助人の仕事は

Q７　補助人は、どういうことをしなければなりませんか？

本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況などをよく考えて、同意権（取消権）や代理権を適切に使うことにより、本人を援助していかなければなりません。

補助人の仕事は次のとおりです。

① 補助人に同意権が与えられている場合は、本人に対して適切な同意を与えるとともに、本人が補助人の同意を得ずに行った不利益な売買や契約などを取り消す。

② 補助人に代理権が与えられている場合は、代理権行使の内容について定期的に（１年に１回程度）家庭裁判所に報告する（代理権が与えられていない場合でも、家庭裁判所の求めに応じて報告する。）。

Q８　成年後見人、保佐人、補助人について

(1) 後見人等にはどんな人がなれますか？申立書に記載した候補者は必ず選任されますか？

特別な資格は必要ありませんが、民法第８４７条に定める欠格事由（未成年者、後見人等を解任された人、破産者、本人に対して訴訟を起こしたことがある人など）に該当せず、かつ、適正な後見等事務を行えることが必要です。

家庭裁判所は、後見人等の選任にあたって、本人の心身の状態・生活状況、財産状況、候補者の職業・経歴、候補者と本人との利害関係の有無、本人の意向等を踏まえて（民法第843条第４項）総合的に判断し、決定します。

そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。本人が必要とする支援の内容などによっては、弁護士、司法書士、社会福祉士などの、第三者の専門職を選ぶこともあります。また、親族間で本人の身上保護や財産管理等の方針をめぐり意見が対立している場合などにも、第三者の専門職の選任を検討します。さらに、本人に一定額以上の財産がある場合には、本人の財産を適切に管理するため、専門職を後見人等、あるいは成年後見監督人等（後見人等の事務を監督する人）に選任したり、後見制度支援預金・信託（Ｑ１１参照）の利用を検討したりします。

なお、後見人等を複数にすることも可能ですが（例えば、親族と専門職の組合せ）、その際は適切な役割分担と円滑な連携が求められます。

※　誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

(2) 後見人等が報酬請求をすることができますか？

請求できますが、家庭裁判所に申立てをして、報酬付与の審判を受ける必要があります。報酬として家庭裁判所が認めた額に限って、本人の財産から受け取ることができますが、報酬付与の審判を受けずに勝手にお金を受領した場合には、業務上横領罪として処罰されることもあります。

なお、報酬額については、後見業務の内容などによって異なりますので、事前にお知らせすることはできません。

(3) 仕事はいつまで続くのですか？

①本人が亡くなるまで、又は、②本人の判断能力が回復するまで続きます。

申立てのきっかけとなったこと、例えば、「本人の不動産を売る必要がある」とか「保険金を受け取る」、「遺産分割をする」といった課題がなくなったとしても、成年後見人、保佐人、補助人の仕事は終わるわけではありません。

ただし、後見人等が、病気などにより後見人等としての仕事ができなくなったなど、やむを得ない事情がある場合には、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。

Q９　どのようなときに、裁判所に報告や連絡をしなければなりませんか？

後見人等は、選任されたら、まず、本人の財産状況につき報告していただく必要があります。また、本人の財産状況や生活状況などに大きな変動があった場合には（例えば、遺産分割により大きなお金が入ってきた場合や、施設に入所・退所などした場合）、家庭裁判所に自主的に報告していただかなければなりません。また、後見人等の仕事をする中で、どうしたらよいか迷った場合や困難な問題が生じた場合などには、家庭裁判所に連絡してご相談ください。本人の病状が回復したときや、お亡くなりになったとき、後見人等や本人が転居をしたときにも、速やかに家庭裁判所までご連絡ください。

また、家庭裁判所に対し、定められた時期、方法により定期的に（１年に１回程度）後見等事務の状況を報告していただく必要があります。家庭裁判所が後見人等の仕事を確認（必要があれば指導）することを「監督」といいます。後見人等は、決められた期限までに、本人の財産管理の状況などについて、「後見等事務報告書」、「財産目録」などの書面や通帳のコピーなどを提出していただきます。場合によっては、説明のために家庭裁判所に来ていただくこともあります。

なお、本人の財産の状況や後見人等の仕事の状況により、後見人等の仕事の内容を具体的に確認する「監督人」が付けられることがあります。

また、財産の管理などの仕事が適正にできていなければ、後見人等を辞めさせられることがあります。

特に、代理権を行使して、本人から預かっている財産を処分したり、何らかの支出をした場合には、それが適正かどうかが必ず確認されます。本人の生活や療養などのために必要な費用や、本人が支払わなければならない税金や社会保険料は適正なものといえますが、それ以外の支出については、原則として本人のために使用されなければなりません。

このことは、本人と後見人等が親子や夫婦の関係にあったとしても変わりません。たとえ本人の配偶者（夫又は妻）や子どもに対してであっても、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。

仮に、後見人等が、本人の財産を正当な理由もなく自分のものにした場合には、業務上横領罪として処罰されることもあります。

※　家庭裁判所に提出する報告書などについては、不慣れな人でも作成しやすいように、定型の様式が用意されていますのでご安心ください。ただし、日頃から金銭出納帳を付けるなどして本人の財産管理状況などをきちんと記録しておくことが必要です。

Q10 任意後見制度とは、どのような制度ですか？

任意後見制度とは、将来、自分の判断能力が低下した際に援助してもらう後見人を前もって指定し（自分が信頼する相手を自由に選べます。）、援助してもらう内容についても前もって具体的に定めておく制度です。

この制度を利用するためには、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ公正証書によって、後見人になってもらう予定の人と契約を結んでおく必要があります。そして、将来、本人の判断能力が低下したときに、その契約に基づいて予定された人（任意後見人）が本人を援助することになります。

なお、この契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人」（任意後見人の職務内容をチェックする人）を選任したときから、その効力が生じることになります。

任意後見制度の詳しい内容や手続などについては、最寄りの公証（人）役場でお聞きください。

【任意後見契約の効力が生じるまで】

任意後見契約の締結　（公証役場において締結）
↓
本人の判断能力の低下
↓
任意後見監督人選任の申立て　（本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て）
申立てができる人：本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
↓
任意後見監督人の選任
↓
任意後見契約の効力発生

【注意】

◎　任意後見契約を締結しただけでは効力は生じません。
　　任意後見監督人が選任されてはじめて任意後見契約の効力が生じます。

◎　任意後見人は、任意後見契約で与えられた範囲内でしか本人を支援できません。したがって、任意後見人には成年後見人のような包括的な代理権はありません。また、同意権や取消権もありません。

Q11 後見制度支援預金・信託とは、どのような制度ですか？

後見制度支援預金（以下「支援預金」といいます。）や後見制度支援信託（以下「支援信託」といいます。）は、本人の預貯金などの流動資産を適切に管理することを目的とした金融商品であり、後見人が、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭のみを手元で管理し、通常使用しない金銭を特別な預貯金口座に預け入れたり、信託する仕組みです。成年後見と未成年後見において利用でき、保佐、補助及び任意後見では利用できません。

支援預金や支援信託を利用すると、特別な預貯金口座や信託財産を払い戻したり、解約したりするには家庭裁判所の発行する指示書を必要とします。

本人の財産を適切に管理・利用する方法の一つとして、本人の財産が一定額以上の場合は、支援預金や支援信託の利用を検討することになります。詳しくは、裁判所職員までお問い合わせください。

【支援預金や支援信託を利用した場合の効果】

- ○ 透明性の高い適正・安全な管理が可能となる。
- ○ 財産管理事務の負担が減少する。
- ○ 家庭裁判所への報告の負担が軽減される。
- ○ 将来、相続が生じた場合、トラブルになりにくい。

【費用】

信託契約の締結等に関与した専門職後見人（弁護士、司法書士など）に対する報酬が必要となります。また、信託銀行等に対する報酬が必要となる場合があります（専門職が後見人等として継続的に関与する場合よりは低コスト）。

【支援預金や支援信託のイメージ図】

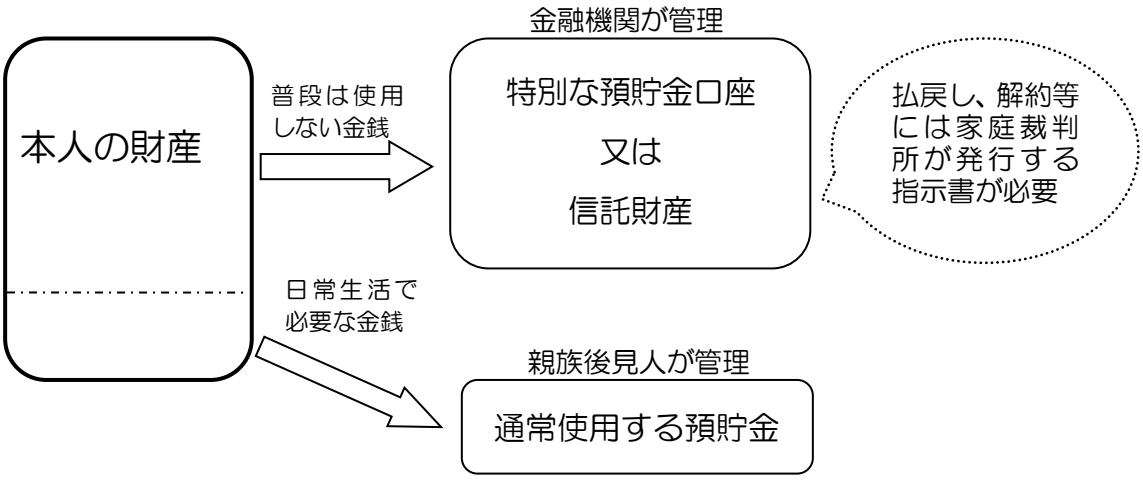

Q12 後見人等が選任されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？

ケースによって異なりますが、申立てから後見人等が決まるまでの期間は１～３か月程度です。

しかし、諸々の事情（鑑定や親族照会を実施する場合など）によって、審理が長期化する場合がありますので、ご了解ください。急ぐ場合には、できるだけ早い時期に申立てをするようにしてください。

なお、申立てから後見等が開始されるまでには、次のような各種手続があります。

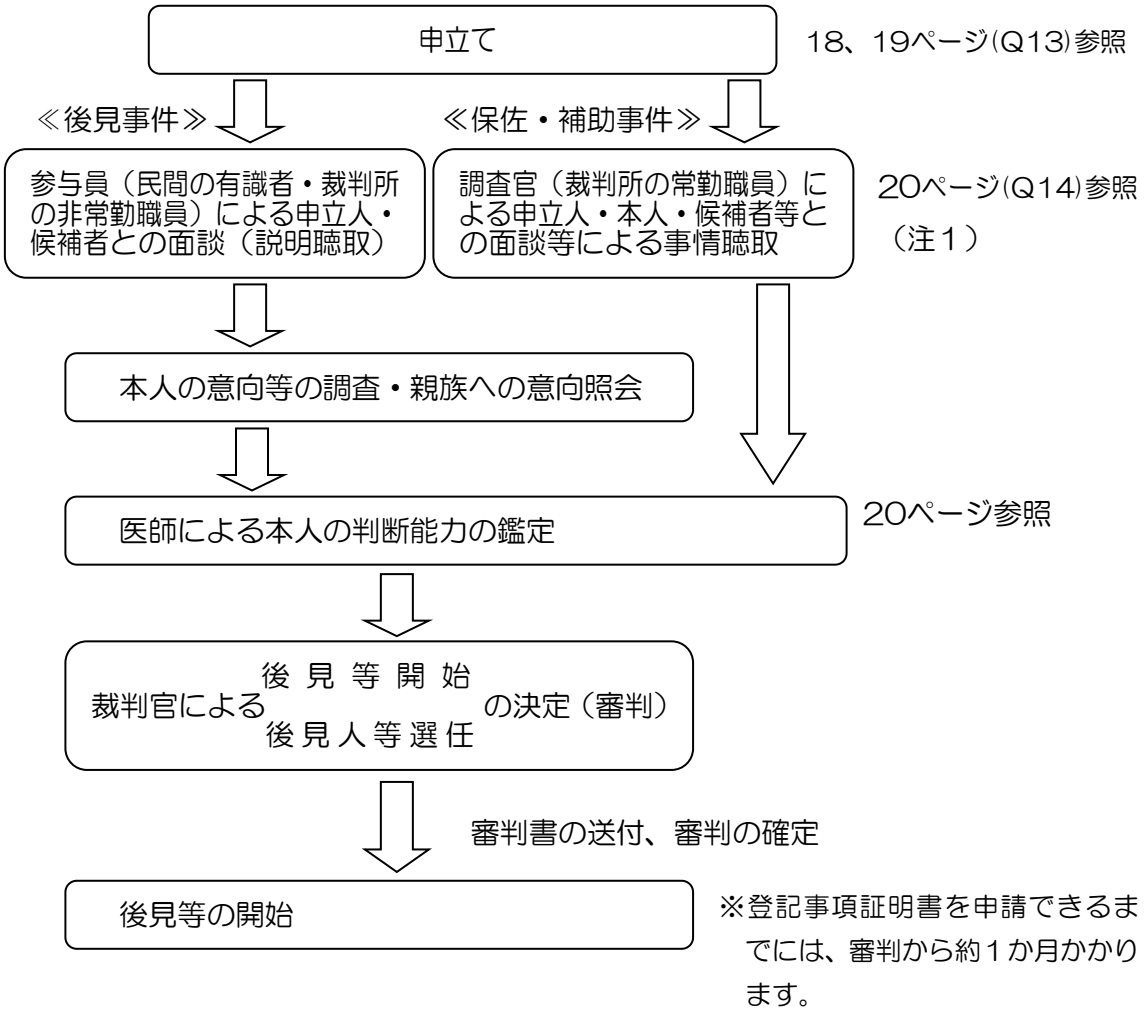

（注１）：後見開始事件については、後見開始の決定（審判）までに約１か月程度、保佐・補助事件については、調査官による調査項目が多いことから、保佐・補助開始の決定（審判）までに約２～３か月程度かかります。

Q13 申立ての手続について

(1) どこの裁判所に行けばよいのですか？

本人の住所地を管轄（かんかつ）する家庭裁判所に申立てをします。

（裏表紙に那覇家庭裁判所管内の管轄について記載しています。）

(2) 申立てはだれでもできますか？

後見等の申立てをすることができるのは、本人の配偶者、四親等内の親族、本人などに限られています。四親等内の親族とは、本人の親、祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ・おば、いとこ、本人の配偶者の親、子、兄弟姉妹などです。これらの人が多忙であったり、一人で手続をすることが不安な場合には、弁護士や司法書士に申立ての相談をすることもできます。

(3) 後見等の開始までには、どのくらいの費用がかかりますか？

申立てにあたって、裁判所の手数料だけでなく、必要な郵便切手の代金、関係者の戸籍謄本などの必要な書類の入手費用などに１～２万円かかります。また、鑑定を実施する場合は、鑑定費用（５万～10万円）を納めていただきます。

なお、これらの申立費用（各種書類の発行手数料など）や鑑定費用については、原則として申立人の負担となっています。また、書類の作成費用等を弁護士や司法書士に依頼した際の報酬については、本人負担とできませんので、ご注意ください。

(4) どんな書類を準備しなければなりませんか？

裁判所に提出する書類等については、「申立てに必要な書類等のチェック表①、②」（３、５ページ）のとおりです。申立ての際には、必ずこのチェック表で確認してください。

(5) 必要な書類等がそろったらどうすればいいのですか？

申立書などの必要な書類等（３、５ページ参照）を本人の住所地を管轄（かんかつ）する家庭裁判所に持参または郵送してください。

申立人、候補者との面談（説明聴取）の日程については、必ず事前に申立てをする家庭裁判所にお問合せください。

説明聴取の当日は、申立人だけでなく、候補者も一緒に家庭裁判所にお越しいただくことになります（印鑑をご持参ください）。本人については、来庁が可能であれば、一緒にお越しいただくこともあります（病状に影響する場合は、無理をされなくて結構です。）。

⑹ 本人に知られずに申立てや手続を進めることはできますか？

後見開始については、本人の陳述を聴くことができる場合には、家庭裁判所の担当者が本人と会って、本人の意向や状況を確かめます。

保佐開始及び補助開始については、本人の陳述を聴きます。このうち、保佐開始については、保佐人に対する代理権付与も申し立てる場合には、本人が代理権付与に同意していることが条件となっています。また、補助開始については、本人が補助開始の申立てに同意していることが条件となっています。

⑺ 申立てをした後、手続を取りやめることはできますか？

申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることはできません（判断能力の低下が認められた場合、本人保護のために、後見等を開始し、後見人等を選任する必要があるからです。）。例えば、申立人が希望する候補者が後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として取下げは認められません。

Q14 申立人や候補者は、どのようなことを聴かれるのですか？

申立人に対しては、主として申立書に書かれていることの確認を行います。例えば、本人との関係や、何がきっかけで申立てをしようと思ったのかなどについて確認させていただきます。

候補者に対しては、①本人の生活状況や財産状況、本人が生活する上での課題など、②候補者自身の経歴や現在の生活状況及び経済状態、③後見や保佐及び補助の方針など、広範囲のことを確認します。

後見人等として選任された場合、候補者には今後長い期間にわたって本人の援助者としての役割を果たしてもらわなければなりません。そこで、本人のことをどれだけ知っているか、財産の管理が適正にできそうかなど、後見人等としての適格性（てきかくせい）を慎重に判断します。

したがって、候補者に対しては、収入や資産、負債の有無、家族の状況などプライバシーに関することもお尋ねしなければなりません。

しかし、裁判所でいきなり尋ねられてもすぐに答えられないこともあるでしょうから、申立時に「申立事情説明書」（記載例は34～41ページ）、「後見人等候補者事情説明書」（記載例は42～45ページ）をご提出いただいています。面談（説明聴取）の際には、その説明書をもとに、更に詳しい質問をさせていただくことになります。また、候補者には、後見人等の仕事内容や責任などについて理解し、適正に仕事を行う旨の「誓約書」を提出していただきます。

「鑑定」について

成年後見制度とは「判断能力が十分ではない方を法律的に保護し、支えるための制度」です。しかしながら、反面では、本人の行為を著しく制限することになりますので、後見等を開始するに当たっては慎重な判断が求められることになります。

そこで、本人の判断能力の程度を医学的見地から十分に確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。

鑑定は、本人の判断能力を判定するための作業であり、一般の診察よりも時間や労力を必要とします。鑑定費用は、その作業に伴う医師への報酬及び経費であり、健康保険の適用外になりますので、通常５万円～10万円が必要となります。